

南和広域医療企業団公告第8号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和 3年7月7日

南和広域医療企業団 企業長 杉山 孝

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

「南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月10日まで

2 公募型プロポーザルに参加するのに必要な資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われているものでないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ないもの及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：「Q2：電算業務（③ホームページ作成）」で登録している者であること。
- (13) 国、地方公共団体又は病院で類似の業務を実施した元請実績を有する者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 公募型プロポーザルに参加するのに必要な資格」に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 受付期限までに企画提案書等、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続き等

(1) 担当部署

〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1 南奈良総合医療センター内
南和広域医療企業団 事務局 経営管理課

電話番号 0747-54-5000（代表）

ファクシミリ 0747-54-5020

電子メールアドレス keieikanri@nanwairyou.jp

ホームページアドレス <http://nanwairyou.jp>

(2) 仕様書及び南和広域医療企業団ホームページリニューアル業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の入手

公告日から令和3年7月21日（水）午後5時までの間に、「南和広域医療企業団ホームページ」から入手するものとする。

(3) 参加申込書の提出

提出期限：令和3年7月21日（水）午後5時まで。（必着）

提出書類：募集要項のとおり

(4) 企画提案書等の提出

提出期限：令和3年8月20日（金）午後5時まで。（必着）

提出書類：募集要項のとおり

(5) その他

詳細は、募集要項示すところによる。

5 受託者の選定

募集要項に示すところによる。

6 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、企業団が企業団との契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について、「6 契約の不締結」の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

なお、上記6中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替える。

8 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。